



ジェンダー／セクシュアリティの教育と家族

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2019-03-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山田, 綾 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10466/16240

第3回講演

ジェンダー／セクシュアリティの教育と家族

山田 綾

皆さん、こんにちは。山田綾と申します。四天王寺大学というところに昨年から勤務しています。生まれ育ったのは大阪ですが、40年近く外に出ていました。一昨年まで、愛知教育大学という教員養成の大学で約30年余り教えていました。大阪でジェンダーに関してお話しさせていただくのは初めてです。よろしくお願いたします。

先ほど、ご紹介いただきましたように、私の専門は教育学です。中でも授業研究や教材開発を中心に行ってきました。しかし、研究者になった最初からジェンダー／セクシュアリティには関心があり、子どもたちがそれらのポリティクス（権力作用）に自分で気づきながら、新たな見方をつくっていけるような学びを考えたいと思って研究してきました。なかなか厳しい状況がありまして、今日は教育政策の動向と一緒にお話をさせていただきたいと思っています。

今日、お話しさせていただくことは、先ほどご紹介いただいた「家庭教育支援法」や、今年の3月に告示されました小学校・中学校学習指導要領、それに先立ち改正されました教育基本法における家族・家庭と子どもの関係についてです。学習指導要領はおよそ10年ごとに改訂されるのですが、ちょうど今新しい学習指導要領が告示されたところです。戦後最大の教育課程改革になるといわれています。それがどういう意味なのか、お話しできたらと思います。といいますのも、ジェンダー・家族の政治を考える上

で重要な関わりがあるからです。最後に、時間の関係で難しいかと思いますが、できれば対抗戦略についても、検討できればと思っています。

1. はじめに

子どもに焦点を当てると、やはりジェンダーをめぐる政治においては「家族」との関係が大きいです。1990年代にナンシー・フレイザーという研究者が、ジェンダーをめぐる政治を考える上で、「承認」すなわち「自分は何者か」についての承認と、「物質的経済的基盤」の二つの軸で捉える必要があると提言しましたが、近代において子どもに焦点を当てるとき、「家族」の「承認」と「物質的経済的基盤」との関係が重要であると思います。

1990年代に標準家族モデルはすでに相対化され始めていました。ひとり親家庭が増加傾向にあり、いろいろな家族の形が見えるようになり、マイノリティ家族で育つ子どもたちも生きていけると思いました。むしろ、「いろいろな家族の形でいいよ」と「承認」されていても、経済的には厳しい状況に置かれており、さらに自己責任論があらゆる場に浸透し、子どもたちが貧困であることを自分や親の責任のようにとらえることが問題であると考えようになりました。どのような家庭に育つとしても、保護者の経済状況に関係なく、子どもの権利として、生活が保障され、十分な教育機会に恵まれるだけの経済的・物質的な基盤、さらには文化的人間関係的な基盤が保障される権利がある。そのことを、子どもたちは授業で学ぶ必要があると考えようになりました。

しかしながら、ジェンダー・バックラッシュが生じていた時期もそうでしたが、教育基本法の改正後、危惧する事態が生じています。

第1次安倍内閣の時代は、家族の授業がやりにくくなった時期でした。

当時いろいろなことが報道されたり、書かれたりしました。例えば、ジェンダー・フリーの視点から、ある学校では男女が同じ教室で着替えさせられていると報道されました。「いやいやちょっと待って」と言いたかったです。以前よりずっと更衣室がないために、女の子と男の子が同じ教室で

着替えているだけであるのに、それがジェンダー・フリーの視点によるものだと語られ、問題になりました。また、家庭科の教科書にはフリー・セックスが掲載され奨励されていると。戦後出版された家庭科教科書をかなり検討してきましたが、そのような記述は見たことがありません。実際には、事実ではないことが語られているように思いました。当時、高校の家庭科副読本には、今の婚姻制度の問題を解決する一つの取り組みとして、事実婚が取り上げられていました。そういう取り組みをしている現実とそれはなぜかについて検討することが重要であると思うのですが、家庭科は「正しい家族」のあり方を子どもたちに伝えていないと問題にされ、家庭科バッシングが展開されました。子どもたちが家族にかかわる現実を知り、どのように考えたらよいのか、検討することこそが授業では重要ですが、そのような授業がやりにくくなりました。

第1次安倍内閣が2007年に終わり、落ち着いたと思ったのですが、今度は異なる手法で、「正しい家族」が強調されようとしています。そのことについても、今日はお話できればと思います。

2. 家族を介した「子どもの貧困」の現状と課題

(1) 子どもの貧困の現状

2000年以降、何より問題だと思っているのは、家族という単位制度を介して、子どもの貧困が層として生じ、子どもたちは不平等を経験しながら成長するようになったということです。そして、人は生まれながらに平等ではないと誰もが経験により実感するようになりました。

ご存じのとおり、1980年代からの税制改革と、経済界から要請された雇用制度の転換（1995年）により、2000年以降、日本の子どもの貧困率が増加しました。子どもの貧困が、層として誕生したのです。今学校現場で大変なことの一つは、生活が困窮している子どもが増えているということです。

子どもの6人に1人が相対的貧困^{*}の状態にあると言われています。

6人に1人ということは、35人クラスでは6人が貧困状態にあるという

ことです。地域によっては、クラスの半数の子どもの生活が困窮している場合もあります。

では、貧困は日本において子どもの新しい問題かというところ、そうではなく、1960年代に子どもの生活保障の体制が決まった頃からずっと母子家庭は貧困に陥り易い状況にありました。割合が少なく、注目されてこなかっただけです。母子家庭の子どもたちが厳しい経済状況で生活しなければならない傾向にあったのは、日本における子どもの生活保障が、保護者の雇用の安定、特に男性稼ぎ主の雇いを保障することによる安定により達成される仕組みになっていたからです。雇用制度には男女差別がありましたから。

日本の子どもたちの生活保障は、性別役割分業を前提とし、男性稼ぎ主がいる標準家族により担われる仕組みでした。お父さんがいて、働いている＝標準家族モデルでした。日本社会では雇用の保障に力点がつかれ、企業における男性稼ぎ主の雇いを確保し、所得を安定させ、男性稼ぎ主とその家族の生活が保障されるようにしたのです。企業の福利厚生が妻子の生活を支えてきました。そのため、男性稼ぎ主がいない母子家庭で育つ子どもは、生活が保障されにくい傾向にありました。著しい生活困窮状況にある者の生活は、「選別主義」の福祉政策により保障されることになりました。このような方法ではなく、北欧の国々のように福祉制度を通して所得の再配分を行い、基本的に経済力のある人々の生活リスクに対処する「普遍主義」の福祉政策をとる国もあります。そのような国では、子どもたちに必要なことが支援されます。日本の場合は、企業主義・家族主義により子どもの生活保障が担われますので、どんな家に生まれるか、お父さんがどのような職業についているかより経済的に違いが生じることになりました。

特に、1990年代の構造改革の後、若い世代が派遣法の改正により、非正規で働くようになり、年収200万円以下の層が急増しました。ちょうど子育て期にある層が貧困に陥り、子どもの貧困が層として生じるという事態が生じてしまいました。

お手元の資料の方をご覧ください。最初が、子どもの貧困率についての

資料です。次は、先ほど話題になった「家庭教育支援法案」です。自民党が作成したものです。未定稿のものしか発表されておりませんので、この資料を入れておきました。次が、今年の春、問題になった道徳の教科書検定のときに、注目された道徳で教えるべきとされている4つの領域にわたる22項目の概念の一覧表です。最後に、家庭教育支援法の制定や道徳の教科化などの基盤になっている、教育基本法の改正に関わる資料です。教育基本法の改正前と改正後の関係しそうなところを抜粋したものをに入れておきました。資料をご覧くださいながら、振り返ってみたいと思います。

最初の貧困についての資料に戻ってください。真ん中のデータが、昭和60年から平成27年までの子どもの貧困率が示されたものです。子どもに限らずおとなも含めた貧困率が、まず一番上に示されています。相対的貧困率*と言われているものです。

2段目に子どもの貧困率が示されており、次に子どもがいる現役世帯の貧困率が示されています。世帯におとなが一人の場合、おとなが二人以上の場合が示されています。その下が、中央値と貧困値です。中央値というのは年収216万円から245万円までで、ここから下が貧困という貧困線は、だいたい108万円から、一番高いところで平成12年の137万円です。つまり、年収150万円以下で暮らさなければならない世帯が急増しているということです。

一番下の折れ線グラフをみると、平成12年に相対的貧困率が15.3%です。子どもの貧困率は14.4%です。貧困率は、一度下がるのですが、また上昇していきます。OECD諸国、先進国の中でも注目されるぐらい、日本の子どもの貧困率は急激に上昇しましたが、ようやく平成27年に若干下がり始めました。

この減少は湯浅誠さんの分析によると、直接的な子どもの貧困対策の結果ではなく、親の収入が少し回復したことによるようです。急によくなった、ある水準を超えてよくなったというわけではなく、所得の低い層の賃金が少しよくなり、収入が5万円ずつ上がり、少しずつみんなが上がり、相対的に貧困率が若干低下し始めているということのようです。

では、子どもの生活保障に関わる改革は、というと、この2～3日、ちょ

うど「人づくり革命」について、ニュースで報道されていました。安倍政権で「生産性革命」と「人づくり革命」の二つをこれから実施していくそうです。消費税を10%上げたときに取り組むパッケージの一つとして「人づくり革命」があるようです。

その内容をざっと見ておきます。例えば、幼児教育・保育に関して、ゼロ歳児から2歳児のいる住民税非課税世帯は無償化。3歳から5歳の認可保育所、幼稚園、認定こども園は所得を問わず初めて無償化。認可外施設は、今のところ対象を検討するという形で、「みんな無償」（普遍主義）とはいきませんが、ある部分は無償化していく構想のようです。後は、大学などの高等教育についてもある層については授業料を免除することを考えていく、待機児童対策を進める、保育士・介護士の処遇を少しよくなる、私立高校が実質無償化されるように取り組むなどが、パッケージとして12月に入り、提案されています。

安倍政権はこのように謳っており、期待したいところですが、懸念もあります。資本主義社会では、税を徴収して再配分し、格差を縮小させて調整します。ところが、子どもの貧困率が調査され、公表された2007年では、日本は世界に類を見ない逆転現象がみられる国でした。つまり、税を徴収して再配分した後、貧困率が増加していました。再配分が機能していなかったのです。ようやく逆転現象は見られなくなりましたが、先の資料からわかることは、保護者の給与が若干上昇して、貧困率が最近若干減少し、6人に1人が貧困と言われていたのが7人に1人になったということです。つまり、子どもの貧困対策が見える形でとられているわけではないからです。

* 相対的貧困率とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員数の平方根で割って調整した所得）の中央値（2007年の調査では年間228万円）の半分に満たない世帯員の割合のことである。

(2) 男性中心主義「日本企業社会」の転換と層としての「子どもの貧困」の出現

家族やジェンダーの問題として、子どもの貧困率について語らなければならぬかということについて理解していただくために、ここで、2000年前後に、よく行われていたクイズを試してみようと思うのですが、お付き合いいただいていますか。これは、『男女平等教育に関する学習ガイドブック』に掲載されていた問題です。皆さん、お付き合いください。

「太平洋上で船の衝突事故がありました。船長以下、乗組員は全滅でした。ニュース報道を見て、船長の娘Aさんはショックを受けました。Aさんは昨夜、家族3人で一緒に食事をし、船長を見送ったばかりでした。3人家族です。数日後、ある人から、『お気の毒に。これからは、お母さんと二人で力を合わせて頑張ってください』と言われました。Aさんは『えっ』と不思議そうな顔をしました。さて、問題です。なぜAさんは不思議そうな顔をしたのでしょうか。」

これ、知っているという方、おられませんか。知らない方が多そうなので、考えて答えを書いてみてください。実は、このガイドブックには正解が1つしか載っていないのですが、正解はたくさんあると思います。思いっただけ書いてください。

○会場の答え 船長はお母さんだった。

○山田 そうです。正解としてガイドブックに書いてあった答えは、船長はお母さんだった、です。船長はお父さんと思われがちですが、お父さんとは限らないのです。これが職業上におけるジェンダー・バイアス(偏見)と言われている思い込みです。船乗りという職種は「男」であり、「長」になるのは「男」という二重の思い込みがあります。他の答えを考えられた方ありますか。

○会場 ほとんど家にいないので、もともとお母さんと二人で頑張っていたから、今更言われる筋合いはない。

○山田 はい。もともと母子家庭のようだった。ずっと二人で力を合わせてきたので、今更と。実はこういう回答を2000年過ぎくらいに名古屋市の講座でされて、名古屋市の市議会で問題になりました。私の話す中身ではなく、回答者からお父さんをないがしろにするような発言を引き出す講座はけしからんと市議会で問題にされました。ジェンダー・バックラッシュの嵐が吹き荒れていた頃です。でもそうです。そういうこともあります。ほかにはどうでしょうか。

○会場 ゲイカップルだった。

○山田 そうですね。ゲイカップルで娘Aさんが育っていたら。それで男役割、女役割を決めていなければ、お父さんが亡くなったのか、お母さんが亡くなったのか、わからないですね。ゲイカップルに近いのですが、3人家族というとき、お父さんとお母さんと子どもとは限らないですね。おじいちゃんとお母さんと娘さんで暮らしていて、お母さんが遭難したのかもしれません。逆もあります。お父さんと娘二人で暮らしていた、お父さんと弟と暮らしていたということもあります。小さな弟を抱えて、これから二人で生きていかなければならない、ということもありません。

つまり、幾つか思い込みがあると、この問題は解けないのです。Aさんの立場になり、いろいろな家族構成を考えてみると、この問題が問うているのは、男の役割、女の役割。船長といえば男だろう、船乗りといえば男だろう、長が付くのは男だろう。

もう一つは、家族といえばお父さんとお母さんと子どもがいる（エディプス家族）、これが「家族の形」だという思い込みです。「二人で力を合わせて頑張ってください」というところを見ると、経済的柱は父親、船長で、お母さんは働いていない（専業主婦）あるいは補助的存在であるという前提も見えてきます。でも、共働き夫婦もいます。

と考えると、性別役割分業と、お父さんとお母さんと子どもがい

る家族という標準モデルを前提にした話になっているわけです。私たちも、つい、こういう話を聞くと「お母さんと二人で力を合わせて頑張ってください」と言ってしまうようになりますが、それはある標準モデルを前提にしてしまっているためにそうなるわけです。

子どもの貧困は、この標準家族モデルを前提に日本の企業社会がつくられているために、そこからはみだす家族で育つ子どもたちに生じているといってもよいのではないのでしょうか。

特に日本の場合、先進国の中で最も高い割合を示しているのが単親家庭の貧困率です。お手元の資料からわかるように、単親家庭の貧困率は、50%を超えています。さらに母子家庭の場合、何らかの手当てなしではやっていけない家庭の割合が8割ほどになると試算されています。それは、母子家庭が問題なわけではなく、そういう仕組みになっているということです。

その仕組みとは、先ほどお話ししました、父親が働き、家族手当として妻子を養う分をお給料としてもらうことが前提になっていたからです。ところが、1995年に経済界から要請された「雇用制度の転換」は、その企業社会のルールを変えるものでした。年功序列（年齢とともに給料が上がっていく）、終身雇用（定年まで雇用される）が解体され、父親の家族手当で妻子を養うことがままならない層が増加したのです。

前提にしていた仕組みが崩れているのに、2000年以降、子どもたちの生活を保障する新たな福祉政策が取られなかったために、子どもが不平等を経験しながら育つということが起こっているのです。これが、今の小学校の教室の現実です。「日本企業社会」の転換により、層としての子どもの貧困が出現してきたのです。レジュメに即してもう一度整理してみます。

1) 高度経済成長期における「主婦」の誕生

「高度経済成長期に主婦が誕生した」と言われています。主婦はその前から存在していましたが、大量に層として存在するようになったのは、この時期です。それ以前は農業・漁業が中心でしたので、男女関係なく生産労働に関わっていましたが、地方から都市部に出てきてサラリーマン世帯

が増加しました。女性が仕事を辞めて男性と結婚し、世帯を持つようになります。その頃から子ども2、3人を育てる家族が一般化しますが、それはまた異性愛と性別役割分業を前提とする家族像でもありました。

当時、「女子はクリスマスケーキにならないように」と言われたのですが、何のことかわかりますか。24日までは高く売れるけど、25日が来ると価格が暴落するというので、年頃の女性がクリスマスケーキにたとえられたのです。この比喻は、日本企業社会の期待を表していました。高校あるいは短大を出て、4～5年働くと、ちょうど22～24、5歳になる。雇用機会均等法が議論されたときに、ある経済界の団体の事務長は、「女というものは、A子、B子に限らず（つまり能力に関係なく）、4、5年は働いてもらわないと困る。が、5年以上働かれても困る」と発言しました。当時の女性に期待する労働観が表われています。事務職で雇い、研修を経て仕事に慣れて、それなりに働いてもらわないと困るが、5年以上おられてもベテランになってしまい、昇給・昇格が必要になるので困るということです。「クリスマスケーキ」というのは当時の経済界の意向を酌んだ言葉だったということができません。

そういう社会の中で、「標準的家族に育つ」ということが当たり前のようにならされてきたのです。クイズをやるとわかるように、これは子どもにとっては非常に不安定な社会保障制度です。お父さんが居なくなったら、すぐにやっていけなくなるわけです。非常に不安定な経済基盤を前提にした、子どもの生活保障制度が日本ではとられてきたということが言えると思います。

2) 財界による雇用のあり方の再編と非正規雇用の増大

先に述べたように、1995年になると、財界の方が国際競争に勝つために能力主義政策に転換するという言い方で、雇用のあり方を再編します。男性の標準的なライフコースすなわち「いい高校を出て、いい大学に入り、いい企業に就職し、定年・退職まで働く」、その間に転動しながら、主任から係長、係長から課長代理、課長代理から課長に（部長に昇進する人はかなり少数です）、昇進しながら昇給していき、お給料が上がった分で妻

子を養い、子どもを育てる。つまり「新規学卒者一斉採用・年功序列・終身雇用」が当たり前でしたが、1995年にこれを解体する案が財界から提案され、派遣法が改定され、女性と若者の貧困率が増加していきました。子どもも巻き込まれ、貧困世帯に育つ子どもが一定層生まれ始めるという事態を迎えました。

言い換えると、子どもにとっては、とても不安定な経済基盤のなかで、もはや家族単位制では経済的に保障されない状況になっているにもかかわらず、子どもの生活保障の仕組みは変わらず、続いているということです。単親家庭、母子世帯の場合は、企業社会で子育て中の女性が母子で生活できるだけの収入を確保できる仕組みになっていないために、子どもが経済的に不安定な状況に置かれるということが起こっています。

ようやく少し改善の兆しが見えることが期待されるのが、先の「人づくり革命」です。「人づくり革命」という呼び方自体が怖いのですが、注目していきたいところです。今までは、他の先進国のように子どもの貧困対策が講じられてきませんでしたので。

以上からわかるように、子どもにとって、まっとうな生活保障を得られない原因として、ジェンダーと家族単位制の問題があったということです。

標準家族モデルが誕生する以前、子どもは（一部の子どもと乳幼児を除いて）労働現場で働いていました。近代になり、子どもは労働する存在ではなく、保護される存在となりました。児童労働が禁止され、自分で稼げなくなった子どもの生活は誰が保障するのか。日本では、経済面と情緒面の両面において家族が担う仕組みが採用されたのですが、その制度疲労が生じているのです。

冒頭で述べましたように、スウェーデンなど北欧の社会民主主義国では、子どもの生活保障レジーム（制度）が異なっています。子どもたちは、家族の中で育ちますが、経済的に全ての子どもに国から、育つのに必要な経費が配分されます。すべての子どもが税金の恩恵を被ります。「普遍主義」の福祉政策がとられているからです。日本は親が面倒を見られない子どもだけに保障する「選抜主義」の福祉政策をとっています。子どもの側から見たとき、どちらが安全かという点、家族によらない方が安全ではないで

しょうか。

ご存じの方も多いかと思いますが、フィンランドでは、子どもが生まれると「赤ちゃんパック」というものが送られてきます。人口が少ないこともあるでしょうが、子育てに必要な最初のグッズが全部支給されます。

教育現場でも、学校で使うものはすべて無償で用意されています。家庭科の調理実習でも、必要な材料はみなテーブルに積んであり、子どもが必要なものを持って行って調理していました。どこから材料費を捻出するのか、集めるのか、教師が悩む必要はありません。教材費が配分されています。日本は、教育予算が削られており、先生たちはどうやって教材費を捻出するのかに四苦八苦しています。家庭科の授業研究会で話題になるのは、材料費の捻出方法です。例えばベア学年で、6年生が1年生のために何かをつくるという取り組みが発表されると、その教育的意味よりも、「材料費はどのように捻出したか」が注目されます。作品は1年生のものになるので6年生から材料費を集めるわけにはいかず、1年生は自分で製作するわけではないので教材費として集めることができない。実践的に意味がある活動も、材料費のことを考えると実施を踏みとどまる、というわけです。教育実践の本質的な部分ではないところに質疑が集中してしまうのが残念です。このような状況も、日本では家族単位で子どもたちの経済的基盤を担うために生じているとっていいでしょう。

今、子どもたちは、経済的に不平等に晒されながら生きています。そこを改善していくために問われるべきが、社会のジェンダー問題であり、家族単位制の問題なのです。そして、子どもたち自身が子どもの立ち位置から、これらの問題を理解し、検討できる学びとそれを位置づけるカリキュラムが必要であると考えています。

3. 家庭教育支援法案のどこが問題か

にもかかわらず、こうした家族のあり方を強調する「家庭教育支援法(案)」が提起されています。この話題をご存じの方はおられますか。どのようにイメージされていますか。出る、出ると言われて、まだ国会を通過

してないのですが。

○会場 レジュメに書かれているみたいに、望ましい家族のあり方というのを政府が打ち出してくるところで非常に問題…。

○山田 そうですね。自民党がつくった家庭教育支援法案は修正されているのですが、最初の2016年10月20日の案が一応公表されているもので、それを資料として示しました。

今言っていたいたのは、例えば第二条でしょうか。「家庭教育は、父母その他の保護者の第一義的責任において」行うもので、「父母その他の保護者が子に生活のために必要な習慣を身に付けさせる」。それから、「自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努める」という部分。さらに、2項の下の方、「父母その他の保護者が子に社会との関わりを自覚させ、子の人格形成の基礎を培い、子に国家及び社会の形成者として必要な資質が備わるようにすることができるよう環境の整備を図ることを旨として行われなければならない」とあります。

つまり、具体的に親が何をしなければならないかが、示されています。子どものことを考えるなら、地域一丸となってこのような家庭教育がなされるように働きかけ、支援していくことが大事であるという意見もありそうです。では、どこが問題なのでしょう。

問題の一つは、あるべき家庭像・家庭教育像を国が定めて介入する構造になっている点です。具体的な家族のあり方、特定の望ましい家族のあり方を法で定め、多様な家族像を排除していくことになりかねません。

次に、なぜ、このようなことが必要になったと書かれているのか、第一条をみてみましょう。そこには、同一世帯の家族の構成員の数が減ったり、家族が共に過ごす時間が短くなったり、家庭と地域社会との関係が希薄になったりしたからという理由が書かれています。

問題の二つ目は、上記の理由の背景には、労働時間の長さなど労働環境の問題が存在しており、これを解決し、子育ての環境を整えることが重要であるにもかかわらず、そこについては論じることなく、この法を

つくり、地域一丸となって子育てに取り組むよう促すというのでは、問題がすり替えられており、根本的な解決に至らない点です。子育て中は、家に早く帰れるように働く場の環境を変えることこそ、政府にお願いしたい。さらに言えば、経済的にゆとりがあれば、子どもにゆったり関わることができます。国がやるべきことは、まず子育てできる環境を整えることではないでしょうか。問題点と対策が合致していないように見えます。労働問題・経済問題を解決せずに、各家庭の自助努力で子どもの教育を充実させようとしても、かえって歪みが生じそうです。

一つの例をご紹介します。ある学校で、肥満の子どもがいて、食育の取り組みの一環で、担任の先生が親に、「食事はなるべく家で手づくりしてあげてください」と話したところ、子どもは一層太ってしまったというのです。なぜだと思いませんか？ 子どもが大好きで、すぐにつくれるのは揚げ物です。忙しいお母さんは、手作りといわれて、冷凍の揚げ物材料（エビフライやフライドポテトなど）を大量に購入し、毎日、たくさん揚げて食卓に並べたのです。それで、笑い話のようですが、子どもはさらに太ってしまったと。

各家庭の事情や状況を踏まえた働きかけでないと、このようなことが生じてしまいます。どこか上から目線で出される指示により、子どもの生活環境をつくりかえていくことは難しいのです。

小学校の先生たちと話していると、学校にただ来てくれているだけで十分だと思う子ども、子どもをただ学校に送り出してくれるだけで十分だと思う家庭が増えていると語られます。朝から晩まで働き続けて夜間も働き、わずかな空き時間で子どもの面倒を見ている親や、朝、自分で起きて何も食わずに学校にやってくる子どもたちに、何が必要なのか。子育て教育ではなく、生活にゆとりをもたらず経済基盤、そして時間ではないでしょうか。社会的課題の解決がままならないまま、家庭の努力を一方的に求めることは、危険であると言わざるを得ません。地域コミュニティの諸機関を総動員して、家庭に介入しようとするのであれば、家庭を抑圧することになりかねません。

現在、この法案は国会を通過していません。しかし、現実には、すで

に家庭教育支援は前倒しで進められています。2016年に家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会というものがつくられました。2017年1月には、推進方策が出されています。これを進めている地方自治体、例えば岐阜では、元教育関係者のOB、校長先生だった人、ソーシャルワーカー、民生委員などにより、チームを組んで全戸訪問を始めているそうです。子どもがいる家庭を訪問し、指導する。家庭のベール一重の奥にある現実と一緒に見つめ、相談にのることができるのであればいいのですが、なかなかそうはいかないことが想像されます。突然、知らない人たちにチームを組んで訪問されても…。こうしたやり方について、法曹界すなわち弁護士団体は、戦時体制中に出された「家庭教育振興二関スル件」という訓令と、ほとんどやり方が一緒ではないかと心配の声を挙げています。家庭教育支援法案がどうなるのか、注目していかなければなりません。

では、この一連の動きの根拠はどこにあるのでしょうか。先ほどお話ししました、第1次安倍政権下で実現した、教育基本法の改正から来ています。そこで、教育基本法の改正を見ておきたいと思います。

資料の「改正前後の教育基本法の比較」をご覧ください。左側が改正後の教育基本法です。右側が改正前の、戦後つくられた教育基本法です。

改正後の教育基本法について、問題だと指摘されている点は、まず前文です。下線を引いています。「公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する」。戦後初期につくられた教育基本法は、これまでのあり方を反省してつくられましたので、つまり軍国主義体制の後、それを止めてつくられたものですので、「伝統を継承し」や「公共の精神」は入れられなかったのです。2006年の改正法には「公共の精神」、さらに「伝統の継承」が入りました。

次に問題だと指摘されているのは、改正教育基本法の第二条（教育の目標）に、一から五の項目が入った点です。

今道徳教育が教科になり、推進されているのは、これによります。改正前には、第二条には教育方針しか書いてなく、改正後は具体的な目標

が書かれてしまいました。

改正教育基本法には、「一 幅広い知識と教養」や「真理を求める態度」に加えて、「豊かな情操と道徳心を培う」「健やかな身体を養う」が示され、道徳が教科化されました。

二番。「能力を伸ばし、創造性を培い」に加えて、「自律の精神」とともに「職業及び生活との関連を重視し」、教育を行う、と記されたために、キャリア教育の視点が重視され、すべて将来や職業に結びつくように育てることになってしまっています。自然の不思議を解き明かしたり、数学の審美を学んだりすることがあってもよいはずですが。

三番。一応、「正義と責任、男女の平等」が入っています。でも「男女」です。2006年につくられたにもかかわらず、性別は男女しかないという性別二元制を前提としています。ここにも「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う」。「公共の精神」が重視されています。

「四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養う」。

五番。これが問題です。「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う」。

「我が国と郷土を愛する」という文言が入ったために、道徳や社会科では、日本の社会や地域を愛する、郷土・国土を愛する、日本の歴史を愛するといった目標が、「学びに向かう力・人間性の涵養」の目標として掲げられています。新学習指導要領は、これまでの学習指導要領のように知識を中心に構成したものではなく、資質・能力＝目標により構成されることになりました。資質・能力は、「生きて働く知識・技能の習得」「思考力・判断力・表現力の育成」「学びに向かう力・人間性の涵養」という3項目で示されています。社会科で涵養すべき「学びに向かう力・人間性」の一つとして、「日本の歴史や国土を愛する」が示される根拠は、改正された教育基本法にあるのです。つまり、新学習指導要領の改訂方針は、教育基本法の改正とともに決められていたのです。

さらに改正教育基本法において注目したいのは、家庭教育の項目が新たにつくられた点です。

第十条です。十条には、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする」と記されています。国や地方公共団体、コミュニティは、家庭の自主性を尊重するけれど、家庭が子の教育を進めるように、介入していく必要があると、ここに記されている。これを具体化したのが家庭教育支援法案なのです。ただし、家庭教育支援法案が策定される途中で「自主性を尊重し」という文言がなくなったり、追加されたりしています。せめぎ合いです。

第十三条を見ていただいても、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」という文言が記されており、強調されています。新しい学習指導要領が3月に告示されましたが、地域・家庭が総掛かりで、2030年のAIが活躍する時代に人間こそが可能な職業に就ける教育をしていくということが記されています。

その際に、「社会に開かれた教育課程」という言い方で、地域社会と学校・家庭は、その地域の教育目標を共有し、目標に向かって地域一丸となって子どもたちの資質・能力を育成していく必要がある、と語られています。家庭教育支援法案でも、あるべき子ども像に向かって家庭がしっかり子育てするように地域が支援する。一方、新学習指導要領の方でも、「社会に開かれた教育」という言い方で、地域・学校・家庭が総掛かりで、ある目標に向かって、つまりは必要とされる資質・能力を育てるべく教育を推進していくことを求める文言となっているのです。

同じ構造があると思います。それが、厳しいと思っています。学校現場は、どれくらい厳しいかわかっていただくために、後で、道德教育の例を挙げてお話ししたいと思います。

レジュメで確認しておきますと、2006年に教育基本法が改正され、家庭教育支援推進に関する検討委員会が設置され、報告書が出されました。2012年に親学に賛同する安倍晋三を会長に親学推進議員連盟が発足

され、支援法の立法化が目指されてきました。

憲法改正が議論になっていますが、自民党の改憲草案の焦点は、9条だけではない。むしろ、24条の改正に意欲的であるとの指摘もあります。「家族は互いに助け合わなければならない」という条文を入れることに情熱が傾けられているようです。望ましい家族の形を決めようとする動きのなかで、2016年に家庭教育支援法案が発表されたのです。国会では、いろいろな問題が生じ、まだ審議に至っていません。

4. 新学習指導要領とジェンダー／セクシュアリティ・家族の政治

(1) 新学習指導要領の開発の枠組みと過程における「政府主導」

家庭教育支援法案は、教育基本法改正により、作成されましたが、今年3月に告示された新学習指導要領も同様です。

学習指導要領は、小学校1年生から高校3年生まで、どのようなことを学ぶ必要があるのか、基準を示したものです。最初に作成されたのは、戦後初期です。当時は「試案」として示されたのですが、逆コース現象のなかで、法的拘束力が強まってきました。

学習指導要領は、これまで中央教育審議会に諮問され——これは大きな組織ですが——、各教科の専門家や教師、有識者が関わって答申がつくられてきました。

ところが今回の学習指導要領は、「政府主導」で作成された、とされています。どういうことかといいますと、教育基本法の改正が行われた後、これに即して教育を組み換えるために、「教育振興基本計画」が、第1期、第2期と、2回策定されました。これに基づいて、安倍内閣の私的な諮問機関である教育再生実行会議というのが設置され、ここで方針が先に決まっていきました。第1次提案から、今第8次提案まで出されています。新学習指導要領にちりばめられている方針のキーワードはここで提言されたものです。

その実務的作業を担ったのが中央教育審議会であると言われています。つまり、安倍政権の意向が強い改革になったということです。そのなかで、

小学校、中学校、高等学校の教育だけでなく入試制度や教員養成のあり方など、あらゆる改革が進められるなかで、作成されたのが今度の学習指導要領です。

この構図は、家庭教育支援法案と同じです。前倒しで方針が決められ、最後に学習指導要領の改訂という形で学校現場の教育を規定するものが提示されたわけです。

戦後、学習指導要領は、ほぼ10年おきに改訂されてきましたが、今回の学習指導要領の改訂は、戦後最大の教育改革のなかにあると言われる所以です。そのキーワードの一つが、「社会に開かれた教育課程の実現」です。先にお話したように、地域・家庭を巻き込み、地域一丸となって、「よりよい学校」を通して「よりよい社会」「学び続ける社会」をつくり出す必要が語られています。問題は、「よりよい社会」「よりよい学校」のあり方は、いったい誰が決めるのか、です。

私の専門である教育学の分野では、「子どもの権利条約」（1989年国連で採択）が批准された1990年以降、子どもの「意見表明権」を認め、子どもたちが学びを通して社会のあり方を検討し、意見表明できる、主権者を育てる教育のあり方が検討されてきました。「社会に開かれた教育課程」とは、子どもたちが地域に出て、地域の人たちと一緒に地域の課題について考え、学びを通して、地域をどのような社会にしていきたいのかについて考えることに参加していく権利に開かれた教育課程をつくることをさしています。今回は、どういう社会をつくるかは、子どもに求められる資質・能力＝教育目標と共に先に決まっていることになるのです。

どういうことか、「特別な教科道徳」の教科書検定をめぐる騒動を例に具体的にみておきたいと思います。

道徳は、これまで、教科のように教えられない、評価はできないし、成績も付けられない、と言われてきたのですが、「特別な教科」となりました。教育基本法改正を受けて、また大津いじめ事件をきっかけに、「特別な教科道徳」の設置が先に決まり、2015年に学習指導要領の一部改正が告示されました。これまでは副読本しかなかったのですが、教科である以上、教科書が必要ということで、教科書検定がこの春に行われたのです。

教科書検定では、意見が付き、その結果、「パン屋」が「和菓子屋」に書き換えられたというので、マスコミを賑わせました。

いじめ対策として、今までとは違い、子どもが「議論し、考える」道徳が必要である、とされました。これまでの偉人伝を読み、その人の生涯に学ぶというような「物語道徳」を「議論し、考える」道徳に転換する必要が示されたのです。

しかしながら、教科書検定をみると、とても「考え、議論する」道徳に転換できそうには見えないとの指摘が集まりました。

話題になったのは、小学校1年生の教科書に掲載された「にちようびのさんぼみち」です。「近所のパン屋さんからいい香りがしてきた。A君の同じクラスのお友達のお父さんがやっているパン屋さんだ」と、地域に愛着を持つためにパン屋を登場させたのですが、検定では、題材全体への検定意見として「学習指導要領に示す内容（伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度）に照らして不適切」とされ、その結果、教科書会社は、パン屋を和菓子屋の設定に修正したのです。

1年生の「にちようびのさんぼみち」には、「よいにおいがしてくるパンやさん。『あっ、けんたさん。』『あれ、たけおさん。』パンやさんは、おなじねんせいのおともだちのいえでした」と綴られていました。地域を身近な繋がりから実感していくことを狙った文章でしょう。

和菓子屋さんの設定に、すなわち「『うわあ、いろんないろやかたちのおかしがあるね。きれいだな。』『これは、にほんのおかしで、わがしというんだよ。あきになると、かきやくりのわがしをつくっているよ。』おみせのおにいさんがおしえてくれました。おいしそうなくりのおまんじゅうをかって、だいまんぞく」という文章に変更されました。

「伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度」の項目には、「…、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬の念を深める、…」(6年生)も求められています。そのため、「しょうほうだんのおじさん」が「しょうほうだんのおじいさん」に修正され、「大すき、わたしたちの町」という題材では、アスレチック公園で遊ぶ写真が和楽器店に修正されました。

習得すべき項目については、お手元の資料をご覧ください。道徳の学習

指導要領の中に盛り込まれた、道徳で培うべき道徳的概念の一覧表です。横軸が、小学1年生から中学までの学年になっています。A, B, C, Dと並んでいるのが教えるべき柱です。表を見ていただくと、1・2年生では19項目、3・4学年が20項目、5・6学年では22項目、中学校では22項目が掲げられています。検定では、これらが教科書の中に配置されているかどうかが問われたのです。

うまく関連内容が入っていないと指摘されたのが、「郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度」であり、それらが育まれるように地域の状況が描かれていないと意見が付き、教科書会社が苦肉の策で差し替えたのが「和菓子屋」、「おじいさん」、「和楽器」でした。

この一覧表について、四天王寺大学の学生さんに「教育課程総論」という授業で意見を聞きました。なかなか鋭い意見が出されました。一つは、このマトリクスでは、1・2年生でこれだけのことが考えられるようになり、次にこんな意識が育まれるとなっているのですが、例えば、「友情、信頼」の項目では、「友達と仲よくし、助け合うこと」というのが1・2年生の目標になっています。今子どもの友達関係は難しく、「仲よくし、助け合うこと」は簡単ではない。いろいろな活動のなかで子どもたちが出会い直し、相互に理解し合い、他者への寛容さが育まれるなかで、はじめて可能になる。なのに、1・2年生には「相互理解・寛容さ」の項目はなく、3・4年生からの項目になっています。「相互理解や寛容さ」が育つ活動がないところで、「友情、信頼」を獲得するのは無理ではないか、というのが学生の意見でした。言い換えると、このように22項目別に「これは1・2年生で。3・4年生でここまで」という風にはいかない、ということです。活動しながら、体験し少しずつさまざまなことを総合的に育てていくのではないか。ある認知心理学者は、子どもたちの成長をダイタル・ウェーブ（いったり返したりする波）にたとえました。マトリクスは、絵に描いた餅になりかねないのではないか、というのが学生さんの意見でした。

ある学生グループは、一覧には「本当にそういえるかと思う」項目も示されていると発表しました。どの項目かを尋ねたところ、回答に苦笑してしまいました。グループの指摘は、「よりよい学校生活、集団生活の充実」

の項目にある「先生を敬愛し」というのがおかしいとのことでした。敬愛できる先生もいれば、そうでない先生もいると。なるほどです。

さて、「家族愛、家庭生活の充実」の項目はどのように書かれているのでしょうか。「祖父母、父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つこと」や「家族の一員としての自覚をもって」と記されています。今日のDVや虐待のなかで育っている子どもにとって、厳しいものです。誰もが祖父母や父母を敬愛できるわけではない、役立とうと思えない環境もあります。

子ども自身が本当か、と検討できることが大事です。そうでなければ、現実に蓋をした授業になってしまいます。そのように、このマトリクスを理解して道徳の授業を展開する必要があります。

一覧にまとめられた項目が教えられるように、それらが網羅されている教科書でなければならない、というのが検定意見でした。教科書検定の実態を見る限り、道徳的価値は、あらかじめ決められており、それを教える構図になっているのではないかと問われているのです。

「議論し、考える道徳」への転換を考えていく必要があります。学校では、必ずしも教科書を使わなくてもよいのですが、教科書を使うにしても、子どもたちの日常経験から考えを出し合い、時には教科書の記述を現実と照らし合わせて吟味し、語り合っていくことが重要になります。

道徳の教科書検定の問題に加え、3月31日には安倍内閣が「教育勅語に関する閣議決定」を出し、問題になりました。何が発端かというと森友学園の朝礼の場面です。教育勅語を幼稚園児たちが暗唱しています。整列して教育勅語を大きな声で暗唱している。その映像が流れ、それに対して問題が指摘されたとき、内閣は閣議決定という形で、教育勅語をわが国の教育の唯一の基本とするような指導は不適切だが、憲法や教育基本法に反しないような配慮を行うなら教材として用いることまで否定されることではないという見解を、わざわざ閣議で決定し、問題になったのです。

教育関係の各学会は反対声明を今も出し続け、研究も進めています。なぜなら、教育勅語はそのように認められるものではないからです。そもそも森友学園での使用のされ方は教材として検討したり、過去の問題史を検

討したりする位置づけになっていません。

教育勅語は、神話の国体観に基づき、明治天皇が国民に授ける形で示した教えであり、国民は君主との関係で臣民とされ、有事の時には勇気を奮って戦争に行き、皇室・国家のために尽くすと記してあるものです。これを、たとえ教材であっても、閣議決定で使ってよいと示すのはおかしいと、反対声明が出されています。

見逃してはならないことは、これらをなぜ閣議決定までして「使っていない」と示さなければならなかったのか、ということです。教育内容に関することまで閣議決定すること自体が、これまではなかったことです。そこまで閣議決定して、国の方針を示す形になっています。

さて、新学習指導要領のキーワードの一つは、「社会に開かれた教育課程」ですが、もう一つのキーワードは「汎用性の高い資質・能力の育成」です。

このキーワードに、2030年の社会と学校のあり方が示されています。知識を覚えるのではなく、自分で考え、創造できる汎用性の高い資質と能力の育成こそを重視する。そうでないと2030年以降の、AIの時代の労働市場では働けなくなる。そのため、主体的で対話的で深い学び（＝アクティブ・ラーニングの視点）の必要が指摘されています。つまり、学習方法に踏み込んだ形で、新学習指導要領が書かれたことが今回の特徴です。その背後で内容がナショナリズム化してきている。しかし、そのことが問われにくい体制が生まれています。今教師は、学び方改革の必要に迫られ、実は内容の統制が進む状況のなかにいるといえます。

その一例は、2014年の検定基準の改定に見られます。資料をご覧ください。社会科、地歴・公民科の検定基準が2014年に改定されました。特別な教科道徳の改訂に先立ち、何が決められたかと言いますと、一つ目は「近現代の歴史的事象のうち、通説的な見解がない数字などについては、通説的な見解がないことを明示すること」です。南京大虐殺や沖縄の集団自決について問われてきたことを指していると考えられます。もう一つは、「閣議決定や政府の統一の見解又は最高裁判所の判例が存在する場合には、それらに基づいた記述が（教科書には）されていること」というものです。

これにより、従軍慰安婦などに関して、政府が閣議決定で決めたことしか教科書に記せなくなりました。

福島原発事故もありました。安心・安全だと言われていたけれど、そうではなかった。科学の世界にも多様な見解があり、研究者の間でも、意見は分かれることが多々ある。それらを子どもたちは知って自分で判断する教育が大事になっていると思うのです。であれば授業では、政府の見解だけではなく、違う見解をも含めて、子どもたちが検討できることが必要ではないでしょうか。授業は、多様な見解について子どもたちが考え、議論する場にすべきだと考えています。

以上のことから、現在の教育改革の構図のなかで、政府の見方が教えられようとしているのではないかと、そこを注意深くみていく必要があります。

こういった政治的な事柄に関する教育について、世界の共通認識はどうなっているのでしょうか。ドイツでは、政治教育について、1970年代に出されたボイテルスバッハ・コンセンサスというのがあり、それが世界の基準の一つになっています。これについてお話しておきたいと思います。

ボイテルスバッハ・コンセンサスというのは、政治教育に関わる人たちが集まり、会議でつくった合意です。

そこには、「思想・信条の自由を保障され、社会的論争課題、意見が分かれている論争課題の議論に参加できる場所として教室をつくっていくべきだ。子ども自身の自由な価値観形成を励ます政治教育を行っていくべきだ」と記されています。これは1976年に発表されたものです。

そのために何が必要か、3項目で示されています。1番目は、圧倒の禁止。圧力をかけて、これが正しいと言わせるのではなく、また生徒を期待される見解の方へ引っ張ったり、自らの判断の獲得を妨害したりすることがあってはならない。これが、真の政治教育と政治的教化の間の明確な違いであると記されています。政治的教化、すなわち政治的に促し教え込むやり方は、民主主義社会において教師の役割や、広範に受け入れられた生徒の政治的成熟という目標と矛盾するものであると。

2番目に、学問と政治において議論のあることについては、授業においても議論があるものとして扱わなければならない。

そして3番目に、生徒は、政治的状況と自らの利害関係、すなわち自分の立ち位置から主張を分析し、自分の利害に基づいて所与の政治的状況に影響を与える手段と方法を追求できるようにならなければならない。実は、教室では、これが難しい。おとなの目線で、政治家の目線で、誰かの目線で判断を迫られることが多いからです。でも、子どもには子どもの生活があり、経験があり、立ち位置があり、見方があります。その立ち位置から、おとなたちが言っていることに対して、きちんと意見が言えるということが権利として必要であると示されています。

さらに、自分の権利を保障する手段と方法を追求できる教室でなければならないと記されています。日本の子どもたちにも、保障していくべきであると考えています。

あるべき価値観を注入するのではなく、子どもたちが自分で考え、判断してよい教育の場を創り出すことが、実は、ジェンダー／セクシュアリティ・家族の抑圧から解放されていく一番の手だてであると考えています。

先ほど、来るべき社会はあらかじめ決められていると申し上げました。では、どのように予想されているのか。時間に限りがありますので、新学習指導要領についてさらっと触れておきます。

想定されているのは、2030年。労働者の47%はロボットに変わっているとマイケル・オズボーンという人が予想しており、また元グーグルCEOのラリー・ページは、近い将来、10人のうち9人は違う仕事をしていると指摘していることを取り上げ、このような社会になっても仕事を獲得できる資質と能力を育てなければならないと語られています。必要とされる能力は、コンピューター・スキル、情報スキルに偏っているのですが、先行き不透明な時代に汎用性の高い資質・能力が求められると語られています。

そして、教育改革のキーワードは「知識経済」だと言われています。そのために学習指導要領の構成を大きく変えたとされています。

先ほど述べたように、教育目標を地域で共有し、「社会に開かれた教育課程」を実現することが重要であると指摘されています。地域社会をつくるのは学校であり、学校は地域が目指す「よりよい社会」に照らして、子どもに育むべき教育目標を決め、学校と地域社会が協働し、一丸となって

教育に取り組む。但し、「よりよい社会像」と必要な能力＝教育目標はあらかじめ決められているということです。

学びのなかで、よりよい社会のあり方を子どもたちが地域のおとなと一緒に考えていくことこそが必要ではないでしょうか。

さらに、これまでと違い、知識・技能を習得するだけの教育でなく、社会に出たときに（社会と言いながら、労働ですが）、生きて働く知識を習得することにより、2030年の労働現場で対応できる思考力・判断力・表現力や社会性を育む教育を実現していく、と語られています。その方向性は、資料の図にみることができます。学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性」へと向けていかなければいけない。その行き先は、あらかじめ決められており、社会科の場合は、国土を愛し、日本の歴史を愛する心の上に、日本の将来を考え、協働できる人間です。家庭科では、祖父母両親を敬愛し、協力する人間です。これまでの自助努力する家族像が透けて見えます。今、このような教育への転換が進められています。

(2) ジェンダー／セクシュアリティの政治と学校・教育

では、ジェンダーについては、どうなっているのか。学習指導要領をジェンダーの視点から見ると、二つのことが必要だと思っています。一つは、家族と性がどのように描かれているのか。もう一つは、実際に標準モデルから外れているとみなされてしまう子どもたちへの対応がどうなっているか、です。

家族と性の描かれ方について、新学習指導要領ではほとんど変化がありませんでした。性的マイノリティへの対応の必要が語られているので、学習指導要領が変わるかもしれないと期待していたのですが盛り込まれませんでした。保健体育では、男性・女性という性の二項区分と異性愛を前提にした性的成熟が描かれています。

他方で、標準モデルから外れているとみなされる子どもへの対応はどうかといいますと、性同一性障がいの可能性のある子どもにきちんと対応するようにという通達が数年前から出されてきました。文部科学省では、2010年に「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」を

発出しました。さらに、今、文科省のホームページには、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」教職員の理解を促進することを目的とした教職員向けの周知資料が作成され、公表されています。性同一性障がいのみならず、性的指向・性自認に係る困難を抱えた児童・生徒への対応が示されるようになった点は評価できる点です。Q&Aの形で書かれている内容を見ると、標準タイプの子どもが惑うことがないように、困難を抱えた子どもたちへの適切な配慮をするように、と要約するとそのような記述もみられます。そして、保健体育の内容には、性別二項区分と異性愛主義が描かれたままです。

二つのことを考えないといけなと思っています。今回、学習指導要領の付記には、一人ひとりの子どもたちの発達に対応すること、特に特別なニーズの子どもへの配慮として、発達障がいの子どもたち、帰国子女など日本語がままならない子どもたちへの配慮、不登校の子どもたちへの配慮が必要であると示されました。前進だと思いますが二つの問題があります。

一つは、なぜ性同一性障がいや性的指向、性自認に係る問題への対応など、性的マイノリティのことが入らなかったのか。さらに踏み込んで、標準家族で育てていないために貧困に晒されている子どもへの対応が入らなかったのかということです。

もう一つは、「配慮」なのかです。性的マイノリティの子どもたちは、標準とされてきた子どもたちとは違うのであり、その子たちも一緒に生きていけるように教室や学校のルールをつくり変えていくことも必要ではないか。教室のルールに適応できない子どもたちが個別に対応を求めることができることはもちろん必要です。一方で、こうした子どもが生きやすい空間につくり変えるべく、教室のルール自体を変えていくことも必要であり、課題であると考えています。

この点で、EU諸国には進んでいる面があります。例えば、スウェーデンの例ですが、2000年以降、差別禁止法がまず大学に制定され、それから教育現場、幼稚園から高校にも制定されていきました。そこでは、性的指向性、性別についての平等な扱いを増やすための計画や、人権侵害に反対する教員を育てる、性的指向性について知る権利を保障する、などの項目

が掲げられています。さらに、議会で議論されたのは、「家族について教える際には、同性愛カップルを扱わないことが差別になる」ということでした。スウェーデンの大学や教育現場では、カリキュラム評価委員会に学生が参加します。性的マイノリティの学生組織の代表者や学生自治体の代表者なども出席し、教科書やカリキュラムに問題がないか、一緒に検討することも始まっています。

日本においても、小中高、そして大学において、自分たちでジェンダーやセクシュアリティや家族について、社会がどうあるべきか、権利を要求していけるような仕組みや組織が必要であると思います。

5. 対抗戦略を考える

では、息が詰まりそうなこの状況の中でどうしていくのか。対抗戦略を少し考えてみました。ご意見ください。

一つは、国が統一化・画一化を目指しているからこそ、さまざまに重層的に取り組みをちょこちょこつくっていくことが大事であると思っています。憲法9条については、各地に「九条の会」がつくられています。2人の会もあると聞いています。憲法改正に限らず、いろいろな課題やテーマ別に組織をつくり語り合っていくことが大事であると思います。子どもたちに関しても、特に思春期の子どもたちは、学校の外、学校の中、教室の中に有志のグループをたくさん立ち上げるような取り組みを展開していくことが大事であると思っています。強制的に一緒にやらなければいけないものもないわけではない。でも、自ら選択し、有志で集まり、取り組むテーマや組織をたくさんつくっていくことが、対抗戦略としては重要であると思います。ここに来られている方たちは、ジェンダーなどのテーマで語り合うグループや仲間をお持ちだと思います。いろいろなテーマで、そういう場をいろいろな形で立ち上げていく、そのなかにジェンダーやセクシュアリティのテーマが立ち上がっていくことが必要かと思っています。

二つ目です。こうした地域の取り組みにおいて、また日常生活において、標準的な家族像、ジェンダー／セクシュアリティ像からずらすように、脱

却するように展開することが大事であると思います。

例えば、今子ども貧困対策などで、「子ども食堂」の取り組みが各地に広がっています。お母さん/お父さんの代わりにというのでは、標準家族モデルに回収されてしまいます。すでに子ども食堂で家族以外の人たちとおいしくご飯を食べ、団らんの時間を持っていること自体、家族でご飯を食べ、団らんをするという標準家族像から脱しています。子どもたちが、家族はこうあるべきで、そこで育てられていない自分をまっとうではないと考えるのではなく、いろいろな人たちとの豊かなひととき——食事や団らんのスタイルの意味を意識化することに取り組む必要があると思います。

最後に、地域・学校・教室で、子どもたちのいろいろな活動を通じた出会い直しのなかに、ジェンダーやセクシュアリティ像が一定にならないような形の出会いを入れていけるといいなと思っています。

何度も言いました。子どもたちの権利に開かれた地域への参加をつくっていただけたいなと思います。子ども自身が考え、意識化しながら相対化していくことが必要ではないかと。

以上です。ありがとうございました。